

## 答申第23号

### 第1 審査会の結論

異議申立人からの個人情報開示請求に対し、草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成25年7月19日付け草民第〇〇〇〇号により、草加市個人情報保護条例（以下「本条例」といいます。）第18条第2号の規定に該当することを理由として行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」といいます。）は、これを取り消し、「第5 審査会の判断」の「4 不開示情報該当性について」の「（3）部分開示の可否」に記載したとおり、本条例第19条第1項本文に基づき、平成25年7月9日受付〇〇〇〇に係る「戸籍謄本等職務上請求書」（以下「本件職務上請求書」といいます。）の「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄の手書きによる記載部分を除き、本件職務上請求書の印字部分については、開示することが妥当であると判断します。

### 第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、実施機関に対し、平成25年7月11日付けで、本条例第16条第1項に基づき、「私にかかわる戸籍謄抄本等交付申請書（平成25年7月9日）」の開示請求（以下「本件開示請求」といいます。）を行いました。
- 2 本件開示請求について、実施機関は、異議申立人に対し、平成25年7月19日付けで本件一部開示決定を行い、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、本件職務上請求書に記載された情報を実施機関の保有する開示請求者の個人情報（以下「本件対象個人情報」といいます。）として特定したうえで、「開示しない部分及び理由」として、「（1）開示請求者以外の氏名（弁護士の名を除く。）（理由）草加市個人情報保護条例第18条第1号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該請求者以外の者の正当な権利利益を害すると認められるものに当たる情報のため。」、「（2）利用目的等（理由）草加市個人情報保護条例第18条第2号に該当 職務上請求書に利用目的等の欄が設けられていますが、各法定士業にはその依頼者情報に対し職務上の守秘義務が伴っており、交付申請書に関する情報は、交付申請者の正当な利益を明らかに害すると認められるものに当たる情報のため。」、「（3）弁護士の印影（理由）草加市個人情報保護条例第18条第4号に該当 印影は実印の可能性があるので開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報のため。」と、それぞれ

れ記載し、本件一部開示決定を行い、異議申立人に通知しました。

- 4 異議申立人により、実施機関に対し、平成25年7月23日に本件一部開示決定を不服として、その取消しと不開示部分の開示を求める異議申立書（平成25年7月22日作成のもの）が提出され、平成25年8月6日付けで当審査会に諮問されました。

### 第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

「利用目的の種別」及び「請求に際し明らかにしなければならない事項」欄が不開示となっておりますが、依頼者に関する情報についての弁護士の職務上の守秘義務よりも、その戸籍に記載されている私自身が、誰にどのような目的で戸籍謄本を取得されたのかを知ることの方が優先されるべきことは当然なことだと思います。また、自分の知らないところで、戸籍謄本が取得され、精神的にもつらく、気になります。私には私自身に関する情報をコントロールする権利（自己の個人情報管理する権利）があるはずですので、本件一部開示決定を取り消し、不開示とされた「利用目的の種別」及び「請求に際し明らかにしなければならない事項」欄の開示を求めます。

なお、私以外の個人の氏名（弁護士の氏名を除く。）部分及び弁護士の印影部分の不開示については、争いません。

### 第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、一部開示決定通知書、理由説明書及び口頭理由説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

本件対象個人情報には、異議申立人の氏名等の記載はありませんが、本件職務上請求書に基づき取得された戸籍謄本内に異議申立人の氏名等が記載されているため、異議申立人の個人情報と特定しました。また、本件対象個人情報は、異議申立人以外の個人情報等、一部不開示情報が含まれているため一部開示決定としました。

異議申立人が開示を希望した本件職務上請求書の「利用目的の種別」及び「請求に際し明らかにしなければならない事項」欄の記載については、各法定士業にはその依頼者情報につき職務上の守秘義務が伴っているところ、上記各欄の記載は、職務上請求者である弁護士の正当な利益を明らかに害すると認められる情報に該当するため、本条例第18条第2号本文に基づき不開示としました。

なお、本件一部開示決定の「交付申請者である弁護士の正当な利益を明らかに害すると認められる」という記載は、弁護士への依頼者が異議申立人以外の

第三者である可能性があり、「利用目的の種別」及び「請求に際し明らかにしなければならない事項」欄を開示することは、依頼者の身元やその依頼内容を推知させ、守秘義務に違反する結果を生み、弁護士の職務に影響が生じ、弁護士の正当な利益を明らかに害すると考えたからです。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件の争点

異議申立人は、本件一部開示決定のうち、「利用目的の種別」及び「請求に際し明らかにしなければならない事項」欄の開示部分についての開示を求め、開示請求者以外の個人の氏名（弁護士の氏名を除く。）部分及び弁護士の印影部分の開示については争わないとしています。

実施機関は、本件対象個人情報のうち、「利用目的の種別」及び「請求に際し明らかにしなければならない事項」欄の記載が本条例第18条第2号に該当することを理由として、本件一部開示決定を行っています。

したがって、本件の争点は、「利用目的の種別」及び「請求に際し明らかにしなければならない事項」欄の記載が、本条例第18条第2号の開示情報に該当するか否かですので、その点について検討することとします。

### 2 基本的考え方

本条例は、「自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する自己に関する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。」（第1条）とうたい、あわせて「何人も、実施機関に対し、自己に関する実施機関の個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。」（第16条第1項）としています。このことは、今日の高度情報通信社会において、自己に関する情報をコントロールする権利の重要性に鑑み、本条例が自己情報コントロール権を具体的権利として保障したものといえます。したがって、本条例の解釈・運用に際しては、「自己の個人情報を管理する権利」を最大限保障し、自己の個人情報の開示請求に対し、不開示の取扱いをすることは厳格に必要最小限の範囲にとどめる必要があると考えます。当審査会は、このような基本的考え方に立って判断することとします。

### 3 本件職務上請求書に記載された情報について

本件職務上請求書は、弁護士（「弁護士法人」を含む。）がその職務を遂行するために戸籍法第10条の2第3項から第5項までの規定に基づき戸籍、除籍、原戸籍の謄抄本を請求する場合に使用する書式であり、日本弁護士連合会が会員用に発行しているものです。

当審査会がインカメラにより見分したところ、同書式は、大きく分けて

左右2列の表形式になっています。

表の左側の「利用目的の種別」欄の下は、上下3段に分かれていて、

- ・1段目に「1 裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理手続の代理業務に必要な場合（法10条の2第4項）」と印字された欄
- ・2段目に「2 刑事弁護人等として請求する場合（法第10条の2第5項）」と印字された欄
- ・3段目に「3 上記1及び2以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（法10条の2第3項）」と印字された欄

の3つが設けられており、同書式欄外には、（注1）として、「該当する番号に○を付す。」との指示が記載されています。

そして、表の右側の「請求に際し明らかにしなければならない事項」欄の下は、上下5段に分かれていて、

- ・上記「1 裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の代理業務に必要な場合（法10条の2第4項）」欄に対応して、1段目には、「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」と印字された欄
- ・上記「2 刑事弁護人等として請求する場合（法第10条の2第5項）」欄に対応して、2段目には、「業務の別及び戸籍の記載事項の利用目的」と印字された欄
- ・上記「3 上記1及び2以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（法10条の2第3項）」欄に対応して、右側がさらに上下3段に分けられ、
  - その1段目には、「業務の種類：」と印字された欄
  - その2段目には、「依頼者の氏名又は名称：」と印字された欄
  - その3段目には、1行目に「依頼者について該当する事由 法10条の2第1項：□1号 □2号 □3号」、2行目に「上記に該当する具体的事由：」と印字された欄

がそれぞれ設けられています。

上記右側の各欄には、それぞれ印字の右側か下側、あるいはその両方に空白部分が設けられており、当該空白部分に、指示事項を手書きで記入するようになっています。

本件一部開示決定では、右側も左側も含めたすべての欄が、印字部分も含めて墨塗りされ不開示とされました（以下、本件一部開示決定で墨塗りされた情報を「本件情報」といいます。）。

#### 4 不開示情報該当性について

##### （1）本条例第18条第2号本文該当性について

本条例第18条第2号本文は、「開示請求に係る個人情報に法人その

他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。」は、開示しないことができると規定しています。

実施機関は、各法定士業にはその依頼者情報につき職務上の守秘義務が伴っており、職務上請求書に関する情報は、職務上請求者である弁護士の正当な利益を明らかに害すると主張しています。すなわち、本件情報を開示すると、当該弁護士が依頼者から受任している業務の具体的な内容が開示請求者に明らかになり、当該弁護士が依頼者に対して負っている守秘義務に違反することとなるので、当該弁護士が、依頼者からの信用・信頼を失い、その正当な利益を明らかに害すると判断したと主張しています。

しかし、戸籍法第10条の2第3項から第5項までは、職務上請求の場合にあっても、弁護士に対し、「利用目的の種別」及びそれに対応する「請求に際し明らかにしなければならない事項」を記載することを要求しています。これは、立法者が、職務上請求を行うにあたって、当該事項を記載すること自体は、弁護士の守秘義務には抵触しないと考えたものといえます。

また、仮に、職務上請求者である弁護士が当該記載事項を明らかにすることが弁護士の守秘義務に抵触するとしても、実施機関が開示請求者に対し、戸籍法により職務上請求書に記載することを求められている事項が何か、また、本件職務上請求書において職務上請求者である弁護士がどのような記載をしたのかを開示したとしても、そのことが、職務上請求者である弁護士に対する依頼者の信用・信頼を失わせ、当該弁護士の正当な利益を明らかに害するという関係にあるとは、必ずしもいえません。

さらに、本件においては、実施機関が戸籍法所定の記載事項を開示することにより、当該弁護士に対する依頼者の信用・信頼を失わせ、その正当な利益を明らかに害すると認められる個別具体的な事情も明らかではありません。

したがって、本件情報は、本条例第18条第2号本文所定の不開示情報には該当しないと判断します。

## (2) 印字以外の記載部分の本条例第18条第1号該当性について

### ア 本条例第18条第1号本文該当性について

以上のとおり、当審査会としては、本件情報は、本条例第18条第2号本文に該当しないと判断しました。しかし、その場合でも、本件情報については、本条例第18条第1号本文の不開示情報に該当する可能性がありますので、以下、その点について検討することとします。

本条例第18条第1号本文は、「開示情報に係る個人情報に開示請求者以外の個人情報が含まれる場合であって、開示することにより、当

該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの。」については原則的に開示しないことができると規定し、同号ただし書は、これらの情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、開示しなければならない旨規定しています。

本件情報のうち、印字された部分には、開示請求者以外の個人情報が含まれていないことは明かです。また、「利用目的の種別」欄の下の3つの欄において、1から3までのいずれかに○印が付されていることが明らかになったとしても、それだけで依頼者を推知することは困難です。そのため、本件職務上請求書の印字部分及び○印部分には、開示請求者以外の個人情報が含まれているとはいえ、本条例第18条第1号本文所定の不開示情報に該当しないと判断します。

ただし、「請求に際し明らかにしなければならない事項」欄の下の各欄に記載される情報については、その内容によっては、開示請求者以外の第三者の個人情報が含まれ、当該第三者の正当な権利利益を害する可能性があることが否定できません。そのため、当該各欄に記載された情報を開示することが、開示請求者以外の第三者の正当な権利利益を害すると認められる場合には、当該個人情報は本条例第18条第1号本文に該当することになります。

そのような観点から、当審査会が、本件職務上請求書の当該各欄の記載内容をインカメラによって見分したところ、1段目の「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄に記載があり、当審査会は、当該記載部分を開示することにより、開示請求者以外の第三者である依頼者が推知されるため、開示請求者以外の個人情報が含まれると判断しました。

そして、当該記載部分が開示されることにより、当該依頼者が、いかなる裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理手続の準備をしているのかが明らかとなる結果、これらの手続等を円滑に行うことが困難となる可能性があるため、当該記載部分を開示することにより、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害すると認められると判断しました。

ところで、異議申立人は、自己の個人情報を管理する権利について主張しています。しかし、本条例第18条第1号本文は、自己の個人情報を管理する権利が、第三者のプライバシーの保護との調整を受けることを明らかにした規定であり、開示請求者の自己の個人情報を管理する権利を保護すべきであることはもちろんですが、常にそれが優越するということにはなりません。

#### イ 本条例第18条第1号ただし書該当性について

本条例第18条第1号ただし書は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については開示しなければならないことを定めています。しかし、当審査会がインカメラによって見分したところによれば、本件職務上請求書の「事

件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄の記載内容が、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するという事情は見当たりません。

したがって、「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄の記載内容は、本条例第18条第1号本文に該当し、同号ただし書に該当しないと判断しました。

### (3) 部分開示の可否

「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄の記載内容が、本条例第18条第1号本文に該当するとしても、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければなりません（本条例第19条第1項本文）。

そこで、部分開示の可否について判断することとします。

本件職務上請求書の印字部分と、「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄の記載部分とは、容易に区別することができるかと判断します。したがって、実施機関は、「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄の手書きによる記載部分を除く本件職務上請求書の印字部分については、本条例第19条第1項本文に基づき、開示すべきであると判断します。

## 第6 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成25年 8月 7日 草加市長（以下「諮問実施機関」といいます。）から諮問を受けました。
- 8月 7日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 8月21日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 8月22日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 9月 5日 異議申立人から意見書が提出されました。また、口頭意見陳述については申立書の提出がありませんでした。
- 9月 6日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 9月18日 審査

- 9月20日 諮問実施機関に対し、口頭理由説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
- 10月11日 審査、諮問実施機関から口頭理由説明の聴取
- 10月15日 異議申立人に対し、質問事項を作成し、意見を求めました。
- 10月17日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書及び関係資料の提出を求めました。
- 10月18日 諮問実施機関から諮問事案に係る関係資料が提出されました。
- 10月22日 異議申立人から口頭意見陳述申立書が提出されました。また、異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時を指定しました。
- 10月25日 審査、異議申立人から口頭意見陳述の聴取
- 11月19日 審査
- 11月29日 審査
- 12月13日 審査

平成25年12月20日

草加市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 右 崎 正 博  
委員 早 川 和 宏  
委員 川 上 愛